

令和7年9月4日  
一般社団法人日本玩具協会

この「手引き」は、「乳幼児用玩具」（3歳未満向け玩具）の製造・輸入事業者が、「改正消安法」（改正消費生活用製品安全法）の各種義務を履行するに際し、事前に知っておくことが実務上有用と思われる事項を整理・説明したものです。

この「手引き」の説明は、事業者が各種手続を「書面」で遂行・管理（ファイリング）することを想定していますが、各事業者の業務のデジタル化の状況に応じて、適宜、電子媒体で遂行・管理して頂くことも可能です。

この「手引き」は、「乳幼児用玩具」規制に初めて向き合うこととなる事業者にとって共通的な事項を整理したものです。つきましては、個社特有の事項等は、法令所管当局の経済産業省に確認をお願いします。

（参考1）主な改正消安法の関係法令等

③④⑤は不定期に更新されます。下サイトから最新のものをご確認ください。

消費生活用製品安全法 法令・通達

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act.html>

又は

玩具特設サイト（最下部）

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/gangu\\_kisei.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html)

①消費生活用製品安全法施行令（**政令**）

②経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（**技術基準省令**）

③消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（**運用解釈通達**）

④消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（**実施ガイド**）（8/28改訂版公表）

⑤よくある質問（**FAQ**）

※「磁石製娯楽製品」にも該当する製品については、「消費生活用製品安全法施行令別表第一 第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令」（大きさ省令）も併せて参照ください。

(参考2) 改正消安法「乳幼児用玩具」の届出事業者（製造・輸入事業者）の各種義務

- ① 事業届出（第6条）（事業者名等、型式区分、工場名等、損害賠償措置）
- ② 技術基準適合（第11条第1項）  
（物理的安全性・可燃安全性の技術基準への適合、届出事業者名の表示）
- ③ 検査記録の作成・保存（第11条第2項）
- ④ 使用年齢基準適合（第12条の2第1項）
- ⑤ 年齢・その他の使用に関する注意の文言の表示（第12条の2第2項）
- ⑥ 子供PSCマークの表示（第13条第1項、第13条第1項及び第3項）
- ⑦ 「損害賠償保険」手当（第6条第5号）
- ⑧ 事業期間中の手続（各種変更手続き）
- ⑨ 立入検査等への対応

### 改正消安法「乳幼児用玩具」の各種義務への対応

「改正消安法」の「乳幼児用玩具」規制を理解するためのキーワードは「届出事業者」です。「消安法」は、「届出事業者」の各種義務を柱にして、法令の仕組み（スキーム）が形作られています（「届出事業者」の各種義務は上記「参考2」を参照下さい。）

については、誰が「届出事業者」となるかは、実務的に非常に重要なポイントとなります。

この「手引き」では、上記「参考2」の順に沿って、「届出事業者」の各義務とその具体的な実務作業について説明しています。

#### 1. 事業届出

(1) 乳幼児用玩具を製造（国内製造）・輸入する事業者は、事業者名等、型式区分、工場名等、損害賠償措置について、事業を開始する前に、経済産業省に事業届出を行う必要があります。（改正消安法第6条）

① 事業届出を行うことができる者は、製造事業者（国内で製造する事業者）、輸入事業者です。

（製造（国内）事業者・輸入事業者は、事業届出を行いますと、「届出事業者」として各種の法令義務の履行主体となります。）

② 届出事項は下記です。

事業者の氏名・名称、住所（法人は代表者の氏名）

特定製品の型式区分

工場情報不要の要件に該当しない事業者は、当該特定製品の工場・事業場の名称・所在地（特定製品の輸入事業者は、当該特定製品の製造事業者の氏名・名称、住所）

損害賠償保険の手当

事業届出の届出資料は、経済産業省の「法令業務実施ガイド」（**実施ガイド**）を参考にして作成し、経済産業省に提出してください。「実施ガイド」は、事業者の皆様が消安法の義務を履行するにあたって有用な手続ガイドです。不定期に更新されることがありますので、必要に応じて最新版であることを確認してください。（1 ページ記載の特設サイトから確認できます。）

提出の方法は、電子的に行う方法（電子申請）と、書面で郵送する方法（持参も可）があります。今後、電子申請のシステム改修が実施される予定ですので、この「手引き」では書面で郵送するケースについて説明をしていますが、基本的には電子申請が推奨されています。

電子申請は、経産省の「保安ネット」を使って行います。

なお、「保安ネット」のログインには、「G ビズ ID プライム」（デジタル庁が運営している認証サービス）の「アカウント ID」を使いますので、「保安ネット」を使う前に「G ビズ ID プライム」のアカウントを取得しておく必要があります。

「保安ネット」及び「G ビズ ID プライム」の詳細は、下記の経産省 HP で確認をしてください。

■保安ネットポータル

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/hoan-net/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html)

また、紙で届出をする場合は、正式な届出を出す前に、担当の経済産業局に連絡して、届出予定の書類をメール等で送り、その記載内容で良い旨の確認を受け、その後に正式に届出を提出して下さい。

なお、事業届出で提出した資料は、立入検査の際に検査員から提示を求められますので、（書面又はデジタルで）保管しておいて下さい。

(2) 事業届出のケース分け（ブランド事業者の特例、工場情報不要の要件）

ブランド事業者の特例（(届出事業者のケース分け)

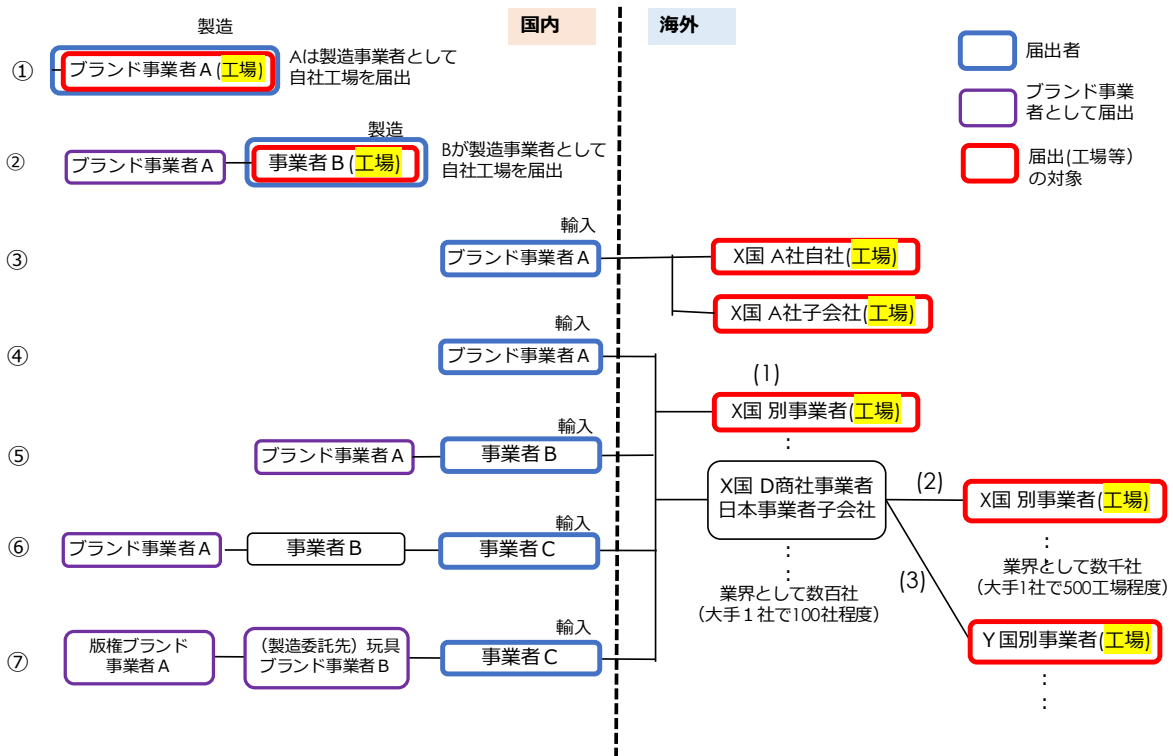
「消安法」は、実際に製造・輸入した事業者が届出事業者になるとされています。

しかし、実際の玩具ビジネスは、OEM 供給など生産経路が多様化しています。

「届出事業者」は「乳幼児用玩具」に関する各種の法令義務を履行する責任を負いますが、実際に製造・輸入を担当する事業者がその任に当たるのではなく、当該製品の設計・製造・流通において司令塔（最終決定者）となっている企業がその任を果たすことが適当なケースも多々あります。

については、実際のビジネスの態様を踏まえて、(OEM 生産などにより) 自社のブランドを前面に出して商品を流通させている企業（ブランド事業者）についても、一定の条件のもとで、「製造事業者」「輸入事業者」と解釈して事業届出を行うことが認められることとなりました。

おもちゃの生産経路と事業届出について



<事業届出のケース>

製造事業者

ケースA	純然たる（本来の）製造事業者
ケースB	「ブランド事業者」 「製造委託先玩具ブランド事業者」としての製造事業者

輸入事業者

ケースC	純然たる（本来の）輸入事業者
ケースD	「ブランド事業者」 「輸入委託先玩具ブランド事業者」としての輸入事業者

<生産経路ごとの事業届出の選択枝>

生産経路	届出事業者	届出ケース	備考
①	ブランド事業者A	ケースA	
②	(1)ブランド事業者A	ケースB	事業届出の提出は1社のみ
	(2)事業者B	ケースA	
③	ブランド事業者A	ケースC	
④	ブランド事業者A	ケースC	
⑤	(1)ブランド事業者A	ケースD	事業届出の提出は1社のみ
	(2)事業者B	ケースC	
⑥	(1)ブランド事業者A	ケースD	事業届出の提出は1社のみ
	(2)事業者C	ケースC	
	(3)事業者B	事業届出のブランド事業者要件を満たさない企業	
⑦	(1)著作権ブランド事業者A	ケースD	事業届出の提出は1社のみ
	(2)玩具ブランド事業者B	ケースD	
	(3)事業者C	ケースC	

なお、届出事業者は、その名称（又は氏名）を商品（又はパッケージや取扱説明書）に必ず表示しなければなりません。（技術基準省令「別表第一」13. 乳幼児用玩具の「技術上の基準」10）

この場合、パッケージには「届出事業者」というタイトルは記載不要です。また、記載する場所については法令では特に指定はありませんが、子供PSCマークの近くに表示することが望ましいとされています。

工場情報不要の要件（事業届出のケース分け）

改正消安法第6条第4項で、省令で定める要件に該当する場合は、工場に関する届出（名称・所在地の届出）は不要とされています。

省令で定める要件は、具体的には、技術基準省令第7条の2に規定されています。

玩具は多種多様であり、企業は、中国等において数多くの工場で製品を製造しています。製品の仕様・設計等を決定する事業者については、画一的に工場の所在地等の届出を求めるよりも各種確認を速やかに行える状態であることを把握する方が実効的との観点から、一定の条件のもとに工場情報不要の制度が設けられました。

省令で定める要件： その製品の設計を行っていること 検査機関で定期的に検査を行っていること（3年に1回） 求められた場合に遅滞なく工場の名称・住所を報告できること
--

＜事業届出のケースが、工場届出の種別により、更に細分化されます。＞

### 製造事業者

事業届出をする立場	型式毎に、「工場情報不要の要件を適用する・しない」を選択
ケースA 「純然たる（本来の）製造事業者」	工場情報不要を選択する
	工場届出を行う
ケースB 「ブランド事業者」 「製造委託先玩具ブランド事業者」としての製造事業者	工場情報不要を選択する
	工場届出を行う

### 輸入事業者

事業届出をする立場	型式毎に、「工場情報不要の要件を適用する・しない」を選択
ケースC 「純然たる（本来の）輸入事業者」	工場情報不要を選択する
	工場届出を行う
ケースD 「ブランド事業者」 「製造委託先玩具ブランド事業者」としての輸入事業者	工場情報不要を選択する。
	工場届出を行う

### (3) 「ブランド事業者の特例」「工場情報不要の要件」の必要資料の整理

「ブランド事業者の特例」「工場情報不要の要件」に関する資料は、それぞれ、事業届出時に提出する資料があります。また、立入検査を受検する時にもそれぞれ資料を準備しておく必要があります。

下記に、「ブランド事業者の要件」「工場情報不要の要件」の必要資料を整理しました。

「ブランド事業者の特例」の必要資料の整理

要件	必要資料
① 製造を委託する関係にあること ② 製品の設計を自社の責任で行っていること	届出時 ⇒ 型式区分毎に、代表的な契約書の写し 立入時 ⇒ 全ての契約書の写し
③ 製品の検査を自社の責任で行っていること	立入時 ⇒ 全ての製品の検査記録（検査結果報告書添付）
④ 法の全ての義務・命令の対象者になることを理解していること	届出時に代表者名の確認書面を提出
⑤ 自社の名称・商標で製品を流通させていること	立入時 ⇒ 全ての製品の商品パッケージ（画像可）

※ 「契約書」において確認する箇所（契約書への記載が求められる事項）は、「製造を委託しているか」「製品の設計を行っているか（製品の変更権限を有しているか）」です。

ST 基準判定会議において、同会議のメンバー企業の委託契約書の記載状況を確認したところ、「製造委託契約」には幾つかのパターン（下記）があったが、いずれも「委託先企業による製品仕様の変更」関係の規定が記載されていました。

- ① 「包括的な製造委託契約」で対応しているケース
- ② 「包括的な製造委託契約」を締結し、個々の製品について個別の「製品仕様指示書」等を作成しているケース
- ③ 製造を委託する製品について、具体的な「製品仕様」を含む「製造委託契約」を個別に締結しているケース

「代表者名の確認書面」の記載イメージ

乳幼児用玩具製造に係るブランド事業者としての届出について

年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

消費生活用製品安全法第6条に基づくブランド事業者としての届出にあたり、当社が法に基づく、報告徴収、立入検査、事故報告等の全ての義務及び命令の対象となることについて理解します。

「工場情報不要の要件」の必要資料の整理

要件	必要資料
①製品の設計を行っていること	届出時 ⇒ 型式区分毎に、代表的な契約書の写し 立入時 ⇒ 全ての契約書の写し
② 検査機関で定期的に検査、検査記録作成・保存	立入時 ⇒ 全ての製品の検査記録（検査結果報告書添付）
③ 求められた場合。工場名・住所を報告	届出時 ⇒ その時点の全工場リスト 立入時 ⇒ 全ての工場リスト

※ 「工場情報不要の要件」を選択しても、事業届出時・立入検査時には工場リストを提出又は準備する必要がありますが、その間は、工場情報に変更があっても変更届出を出す必要はありません。

※ 「工場情報不要の要件を適用する・適用しない」は、型式区分毎に選択できるようになっています。

なお、「工場届出をする型式区分」のグループと、「工場情報不要の要件を適用する型式区分」のグループは、それぞれのグループに関し別々に事業届出を提出する必要があります。（事業届出は2通になる。）

実務的には、「工場届出をする型式区分」グループと「工場情報不要の要件を適用する型式区分」グループを分けて管理することは、かなり複雑なものになる可能性があります。

については、自社の型式区分の全てを通じて、「工場届出をする」か、「工場情報不要の要件を適用する」かのどちらかを一括して選択することをお勧めします。

※ P.2に記載のとおり、事業届出は「保安ネット」による電子申請が推奨されています。保安ネットは、ブランド事業者特例及び工場情報不要要件を利用した届出に対応するため、今後システムの改修が実施される予定です。

後日必ず、保安ネットの新システムを参照してください。

以下は書面による届出時のイメージ（保安ネットの操作画面とは異なります）

様式第3の記載イメージ

特定製品（製造・輸入（※どちらかを選択））事業届出書

●年●月●日

経済産業大臣 殿

●●工業株式会社  
 代表取締役社長 安全 太郎  
 東京都千代田区霞が関●-●-●  
 担当者： 安全 次郎  
 担当部署： ●●●●●  
 電話：03-1234-●●●●●  
 e-mail：●●●●●

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の年月日： 令和7年●月●日
2. （製造・輸入（※どちらかを選択））する特定製品の区分： 乳幼児用玩具
3. 特定輸入者関係 (略)
4. 当該特定製品の型式の区分 別紙1のとおり  
 別紙1

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1) 主として触るもの (2) 主として体を支えるもの (3) その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1) 含むもの (2) その他のもの
	磁石・磁性部品	(1) 含むもの (2) その他のもの
	音を発する構造	(1) 含むもの (2) その他のもの
	熱源	(1) 含むもの (2) その他のもの

(注) 複数の型式区分がある場合は、用紙を分けて複数の枚数を添付する。

5. 技術基準省令第7条の2で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

(工場情報不要の要件に該当しない型式区分について、「工場届出」を行う場合)

次のとおり。(多い場合は別紙として記載)

製造事業者の場合

	工場の名称	所在地	
1	A工場	〇〇市 - - - - -	工場情報不要の要件に該当しない全ての「型式区分」を通じた工場リストとなる。
2	B工場	××郡△△町 - - - -	
3	C工場	□□郡◇◇村 - - - -	

輸入事業者の場合

	製造事業者の名称	住所	
1	AA Industrial Manufacture Inc.	----, China	工場情報不要の要件に該当しない全ての「型式区分」を通じた製造事業者リストとなる。
2	BB Industrial Manufacture Inc.	-----, Thailand	
3	CC Industrial Manufacture Inc.	-----, China	

(※) 輸入事業者の場合は、工場の名称・所在地に代わり、製造事業者の氏名又は名称及び住所が届出事項となる。(Q&A3-1-9 参照)

※ 工場情報不要の要件を利用して届出を行う(技術基準省令第7条の2で定める要件に該当する)場合

「5.」は「空欄」とし、以下を別紙として添付する。

- (1) 型式区分毎の代表的な委託契約書の写し
- (2) 届出時点の全工場の名称及び所在地一覧

(参考：届出の際には削除してください)

第7条の2 法第6条第4号の主務省令で定める要件(注：工場情報不要の要件)は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること
- 二 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること
- 三 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出の型式に係る特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地を報告することが可能であること(輸入事業者は、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
- 四 その他経済産業大臣が定める要件に該当すること

## 6. 消費生活用製品安全法第6条第5号の措置の内容

注) 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

「当社が製造（輸入）を予定している特定製品はSTマーク制度を活用します。」

(備考：届出の際には削除してください)

※ 日玩協の玩具製造物責任補償共済（生産物賠償責任保険）加入者証の写しを添付。STマーク契約者以外の事業者は自社のPL賠償保険の加入証の写しを添付。

※ 事業届出時に損害賠償措置に係る書類の提出が困難な場合は、当該書類の入手予定日及び提出予定日(期限)を明らかにした上で、当該提出予定日までに提出してください。遅くとも、当該特定製品を販売又は販売を目的とした陳列をするまでに措置を行い、遅滞なく、届出書を提出した先に事業届出事項変更届出をする必要があり、当該提出予定日までに提出されないときは法第11条第5項違反となります。

### ※ブランド事業者として届出を行う場合

以下を「別紙」として添付する。

(1)型式区分毎の代表的な委託契約書の写し

(2)報告徴収・立入検査等の義務・命令の対象者となることを理解した旨を示す事業者代表者名義の文書

=====

<届出先・相談窓口>

※提出後、当局側で内容の確認が行われます。内容に疑義や不備がある場合は、当局から照会や訂正の要請等が行われる可能性がありますので、時間的に余裕をもって提出することが望ましいです。

「保安ネット」経由での電子届出の場合は、内容に不備等なければ、これまでは平均して概ね3日以内で受理されていたとのことですが、今回、乳幼児用玩具以外にも改正消費安全法に基づく各種届出・申請が集中するため、大幅に日数を要する可能性が高いと考えられます。保安ネット経由での提出については、以下サイトをご参照ください。

書面による提出の場合は、受付・審査作業にさらに日数を要します。

法令業務実施ガイドより抜粋・追記

### ■保安ネットポータル

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/hoan-net/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html)

## ■経済産業局等連絡先

基本的には最寄りの地方経済産業局が窓口となります。

届出に関する工場又は事業場（輸入事業者として届け出る場合は、事務所、事業場、店舗又は倉庫）が複数の経済産業局の管内に存在する場合は、本省製品安全課が窓口となります。

### ●北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒 060-0808 札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎

TEL:011-709-1792 <http://www.hkd.meti.go.jp/>

（管轄）北海道

### ●東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）

TEL:022-221-4918 <http://www.tohoku.meti.go.jp/>

（管轄）青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

### ●関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒 330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館

TEL:048-600-0409 <http://www.kanto.meti.go.jp/>

（管轄）茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

### ●中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒 460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2

TEL:052-951-0576 <http://www.chubu.meti.go.jp/>

（管轄）富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

### ●近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒 540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1号館

TEL:06-6966-6098 <http://www.kansai.meti.go.jp/>

（管轄）福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

### ●中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒 730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館

TEL:082-224-5671 <http://www.chugoku.meti.go.jp/>

（管轄）鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

### ●四国経済産業局 産業部 商務・流通産業課 製品安全室

〒 760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎

TEL:087-811-8526 <http://www.shikoku.meti.go.jp/>

（管轄）徳島県、香川県、愛媛県、高知県

●九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒 812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎

TEL:092-482-5523 <http://www.kyushu.meti.go.jp/>

(管轄) 福岡県、佐賀県、宮崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

●内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 消費経済室

〒 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2号館

TEL:098-866-1741 <http://ogb.go.jp/keisan/index.html>

(管轄) 沖縄県

消費生活用製品安全法に係る全般的な相談等

●経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

〒 100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

メール(推奨): bz1-psc★meti.go.jp (★を@に変換してください)

TEL:03-3501-1511 (代)

(管轄) 工場や事務所等が複数の地方経済産業局の管轄内に存在する場合等

詳しくは、法令業務実施ガイドを参照してください。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.html>

## 2. 特定製品の型式区分

### (1) 型式区分表

特定製品である「乳幼児用玩具」の型式区分は、技術基準省令第7条の「別表第二」に規定されています。内容は下記のとおりです。

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1) 主として触るもの (2) 主として体を支えるもの (3) その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1) 含むもの (2) その他のもの
	磁石・磁性部品	(1) 含むもの (2) その他のもの
	音を発する構造	(1) 含むもの (2) その他のもの
	熱源	(1) 含むもの (2) その他のもの

※1：一つの要素に対し一つの区分に丸（○）印を付す。

※2：複数の製品について、一つの要素の中で別の区分に該当する場合は、別の型式区分になるので、それぞれ別の用紙に記載する。

※3：「型式区分」は、上記区分表の番号の組合せで呼称する。

例：「1-2-2-1-2」

これらの組合せが一つでも異なる場合は、別の型式になる。

- (2) 型式区分の各要素には、それに対応した「技術基準の検査項目」があります。  
 具体的には次の表のようになります。

型式の区分		「ST2025」の検査項目
要素	材質等の区分	
種類	(1) 主として触るもの	4.5 特定の玩具の形状・寸法・強度 4.6 縁部 4.7 先端 ※1
	(2) 主として体を支えるもの	4.15 安定性及び過荷重の要求事項 ※2
	(3) その他のもの	
可動部・ 駆動部・ 発射体 ※3	(1) 含むもの	4.12 折畳み機構 4.13 穴、隙間及びメカニズム（機構） への接触可能性 4.18 発射体付玩具
	(2) その他のもの	
磁石・磁 性部品	(1) 含むもの	4.26 磁石と磁性部※4
	(2) その他のもの	
音を発す る構造	(1) 含むもの	4.25 音響の要求事項※5
	(2) その他のもの	
熱源	(1) 含むもの	4.22 熱源を有する玩具
	(2) その他のもの	

※1：「4.6 縁部」「4.7 先端」は、「触るもの」に存在するリスクに対応する要求事項であり、(3才未満には濫用試験を実施するため)、乳幼児用玩具の全てについて（検査報告書の初期設定において）検査項目となる。

※2：検査項目に「4.15 安定性及び過荷重の要求事項」がある場合は、「(2)主として体を支えるもの」を選択する。

※3：「可動部」とは「指やその他の外肢を押し潰す可能性がある可動部」をいう。

ついては、人形の関節の曲げ、カラビナフックの戻り、バンプ振動などの多くは、「(1)含むもの」には該当せず、「(2)その他のもの」となる。

※4：「電気・電子部品内の機能的磁石」を含む玩具は、「(1)含むもの」には該当せず、「(2)その他のもの」となる。

※5：下記の①～⑤の玩具は、リスクの懸念が低いことや音圧レベルを外部機器に依存していることなどから、ST基準「4.25（音響の要求事項）」の要求事項の適用除外品目となっているが、消安法の型式区分の「音を発する構造」に関しては、「(1)含むもの」（音を発する構造のもの）として届出を行う。なお、ST基準に従って、検査機関は音響の検査は行わない。  
 立入検査時には、「本製品は、ST基準において「音響の要求事項」の適用除外品目となっているため、検査を行っていない」と説明することで良い旨を経済産業省（製品安全課）に確認している。

- ① 子供が息を吹き込んで口で作動させる玩具（ホイッスル、トランペットなどの模造楽器玩具）

- ② 子供の筋肉動作によって音圧レベルが決まる玩具（木琴、ベル、ドラム、握り締め玩具）
- ③ 音の出力が、ラジオ、CDプレーヤー、「ディスクやフラッシュカード、Internet からダウンロードされたコンテンツなど、取出し・書換え可能な媒体のコンテンツ」に依存している玩具
- ④ 音圧レベルが「玩具ではない外部機器」（TV、コンピューターなど）によって決定される外部機器と接続又は連動する玩具
- ⑤ イヤホン・ヘッドホンを使う玩具、トランシーバー、メガホンなど子供の声を再生する玩具、子供の声を電子的・機械的に変える玩具

## 2. 技術基準適合（第 11 条第 1 項）（届出事業者名を表示する義務を含む。）

乳幼児用玩具（3 歳未満向け玩具）は、技術基準省令第 3 条「別表第一」の特定製品の「技術上の基準」に適合している必要があります。

なお、上記「別表第一」に記載されている基準は、内容が「性能ベース」のもので、それに適合するとされる、仕様ベースの具体的な「規格」が必要となります。

については、「消安法運用解釈」（2 検査の方式等（1）検査の方式「別表」）において、

IS08124-1:2022 及び IS08124-2:2023  
 EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020」、又は  
 ASTM F963-23（4.1、4.2、4.5 から 4.19、4.21 から 4.28 及び 4.30 から 4.41 に限る。）に適合する製品は、上記の「技術上の基準」に適合する

として、具体的な仕様ベースの規格が示されています。

なお、当協会は、ST 基準（ST2025）が乳幼児用玩具の「技術上の基準」に適合する規格である旨の確認を得ました。

（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）を使って当協会が経産省に確認）

つきましては、ST 基準（ST2025）を乳幼児用玩具の技術基準に適合していることを示す実働規格（実際に使う規格）としてご利用頂くことが可能です。

[https://www.meti.go.jp/policy/no\\_action\\_letter/250331\\_kaitou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/no_action_letter/250331_kaitou.pdf)

基準適合検査は、自社で実施、検査機関に委託して実施、のどちらでも結構です。

## 3. 検査記録の作成・保存（第 11 条第 2 項）

### (1) 検査記録の作成

消安法第 11 条第 2 項により、「届出事業者」は、製造又は輸入する特定製品について検査を行い、その**検査記録**を作成し、これを保存しなければならない。」とされています。（規定の趣旨は、検査記録の作成は届出事業者が自分自身で行うことにあります。

検査記録は、検査機関の検査結果報告書とは別に作成する必要がありますので、ご注意ください。（ここでは、検査機関の検査結果報告書は、検査記録を作成するための資料との位置付けになります。検査記録の記載内容は、検査機関の検査結果報告書と重複が多いと思われませんが、別途、自らが検査記録を作成することが求められています。）

## (2) 検査記録の保存

「検査記録」は自社で保管することが義務付けられており、届出事業者への立入検査において検査員から検査記録の確認が求められます。その際に、検査記録を作成していないことが判明すると法令違反になりますので、「乳幼児用玩具」を販売する際には、必ず検査記録を作成しておく必要があります。

保存期間は、検査の日（検査記録作成日）から3年です。

## (3) 検査記録の記載事項

検査記録に記載する内容は、技術基準省令第14条第2項に規定されています。（下記）

届出事業者が検査記録に記載すべき事項（技術基準省令第14条第2項）

1. 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
2. 検査を行った年月日及び場所
3. 検査を実施した者の氏名
4. 検査を行った特定製品の数量
5. 検査の方法
6. 検査の結果

## (4) 検査記録の様式

検査記録は、上記の記載事項がカバーされていれば良く、様式は自由です。一覧表示形式のものも可能です。また、電磁的方法で作成・保存することも可能です。

### （ST 検査結果報告書の検査記録での活用）

「検査記録」に関し、日本玩具協会は、「ST 検査」（ST マーク取得のための検査）に合格した製品について、その「玩具安全（ST）検査結果報告書」を活用した「検査記録」のフォーマット（様式）を作成しています。

この様式に沿って「検査記録」を作成しますと、「検査記録」の記載内容を大幅に簡素化できますので、ST マーク付製品については、本フォーマットを有効にご活用下さい。

- (注) ST 検査の「合格通知」は、上記の「玩具安全（ST）検査結果報告書」には該当しませんので、検査機関に「検査結果報告書」の発行を依頼して入手してください。（「玩具安全（ST）検査結果報告書」は、ST マーク検査を行った ST 検査機関から1部2,000円で入手できます。）

検査記録

商品名           ○○○○          

該当する「型式区分」 1-2-2-1-2

項目		内容
1. 特定製品の区分 並びに構造、材質及び性能の概要	特定製品の区分	乳幼児用玩具
	構造・材質・性能の概要	添付の玩具安全 (ST) 検査結果報告書のとおり
2. 検査を行った年月日及び場所	年月日	自社内で本記録を作成した日 (事業届出後、製造・輸入前の日付)
	場所	(下記の何れでも可) : ●●社本社 ○○社△△事業所 又は、品質管理部局のある住所など
3. 検査を実施した者の氏名		自社で本記録を作成した者 (検査機関の検査員ではない。)
4. 検査を行った特定製品の数量		1 個
5. 検査の方法		添付の玩具安全 (ST) 検査結果報告書のとおり
6. 検査の結果		添付の玩具安全 (ST) 検査結果報告書のとおり
添付資料: 玩具安全 (ST) 検査結果報告書 (検 0000000 号)		

(型式区分は、法令が指定する記載事項ではありません。なお、該当する「型式区分」は、上記の項目により確認が可能です。)

検査記録に添付する「ST 検査結果報告書」の例

検 号  
( 1 / )

玩具安全 ( S T ) 検査結果報告書

(株) [redacted]

殿

2025年 [redacted] 月 [redacted] 日

検査機関名 : [redacted]

〒130-[redacted] 東京都 [redacted]

TEL: [redacted] FAX: [redacted]

玩具安全 (ST) 検査結果について、下記のとおりご報告申し上げます。

ST番号	1234567890123	枝番号	
------	---------------	-----	--

商品名	
対象年齢	1歳6ヶ月～

※ 玩具安全検査 ( ST2025 基準)

[ 受付番号 : [redacted] 判定日 2025 年 [redacted] 月 [redacted] 日 ] による検査結果

総合判定： 合格

ST有効期限切れ日：2027年 [redacted] 月 [redacted] 日 (STマーク使用許諾契約が有効の場合に限ります。)

<検査項目およびその結果>

検査項目		判定
機械的および物理的特性 4.2	3才未満の濫用試験	合格
機械的および物理的特性 4.3.1	材料の品質	合格
機械的および物理的特性 4.4	小部品	合格
機械的および物理的特性 4.6	縁部	合格
機械的および物理的特性 4.7	先端	合格
機械的および物理的特性 4.25	音響玩具	合格
機械的および物理的特性 6.1	通則	合格

注) 本成績書の内容を広告物その他に掲載する場合は、予め本試験所理事長の了承を受けて下さい。

検査項目		判定
玩具の可燃性 4.1	一般	合格
化学 1	子どもの健康に有害となるおそれのある物質に関する要求事項	合格
化学 1.1	着色料	合格
化学 1.5	玩具の本体及びその構成部品（紙器への印刷用インクは除く）に施された塗装	合格(海外)

使用材料明細(依頼企業の入力情報)		
No.	部品名	材質・試験区分
1	タワー土台、支柱(茶、水色)	木
2	車(ピンク・緑・黄・青)	木
3	スロープ部分(グレー、ライトグレー)、 ねじ(白)	PP
4	ねじ	鉄
5	車のタイヤ(黒)	PP
6	車の車輪、留め具(シルバー)	鉄

注) 本成績書の内容を広告物その他に掲載する場合は、予め本試験所理事長の了承を受けて下さい。

<画像>



<画像>



注) 本成績書の内容を広告物その他に掲載する場合は、予め本試験所理事長の了承を受けて下さい。

(参考1)

技術基準省令（令和7年12月25日施行版抜粋）

（検査の方式等）

第14条 法第11条第2項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品（同条第1項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

- 2 法第11条第2項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
  - 一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
  - 二 検査を行つた年月日及び場所
  - 三 検査を実施した者の氏名
  - 四 検査を行つた特定製品の数量
  - 五 検査の方法
  - 六 検査の結果
- 3 法第11条第2項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から3年とする。

（電磁的方法による保存）

第15条 法第11条第2項に規定する検査記録は、前条第2項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第32条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。
- 3 第1項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(参考2)

法令業務実施ガイド（令和7年8月版抜粋）（一部追記）

## 2-3. 技術基準及び使用年齢基準への適合義務等

### (1) 特定製品の技術基準（法第11条第1項）

特定製品ごとの技術基準は、技術基準省令の別表第1を、その運用・解釈は、解釈通達の「別表」を参照してください。なお、特定製品の技術基準への適合性判断について、後記2-4. のとおり、第三者に委託することも可能ですが、単に当該試験結果（適合性証明書であっても同様です。）を保有しているだけでは技術基準への適合義務を果たしたことになります。届出事業者においては、検査報告書等の内容を適切に理解し、保管しておくなど、特定製品の技術基準への適合性について理解し、説明する責任があります。

### (2) 子供用特定製品の使用年齢基準及び使用上の注意等の表示（法第12条の2）

子供用特定製品の使用年齢基準は、技術基準省令の別表第1の2を、その運用・解釈は、解釈通達の「別表」を参照してください。なお、使用年齢基準への適合性判断についても、技術基準への適合義務と同様、第三者に委託することも可能ですが、その説明責任は届出事業者が負います。

また、使用年齢基準に適合している子供用特定製品について表示すべき、使用上の注意等は、技術基準省令の別表第2の2を、その運用・解釈は解釈通達の4を参照してください。

## 2-4. 特定製品の自主検査及び検査記録の保存（法第11条第2項）

特定製品の技術基準への適合性を判断するには、その製造又は輸入する特定製品が検査されることにより最終的な確認が行われる必要があります。このため、届出事業者は製造又は輸入する特定製品について①自主検査を行い、②その検査記録を作成し、③その検査記録を保存しなければなりません。特定輸入事業者である届出事業者は、これらに加えて④検査記録の写しを国内管理人に提供しなければなりません。これは、技術基準への適合性を届出事業者自らが確認するという制度において必要不可欠な義務です。本義務の履行は特定製品に表示を付するための要件となります。

自主検査及びその検査記録の作成・保存は、届出事業者自身の責任の下に行われる必要があるものの、具体的な検査の実施は任意の第三者（登録検査機関や当該特定製品に係る技術上の基準への適合性を判断することができる検査機関等）に委託することも可能としております。ただし、この場合には、検査機関等の**検査結果報告書**を利用して、事業者自身が**検査記録**を作成・保存してください（検査記録の項目は1-3. (7)\*をご参照。）。この際、「③検査を実施した者の氏名」は、検査記録を作成した人の氏名として読み替えてください。「⑤検査の方法」については、検査結果報告書を引用する形とすることも可能です。検査記録は必要なときに提示、説明できるような保管が必要ですが、検査記録及び検査記録の写しは、電磁的方法により保存することが可能です。

※前ページ（参考1）の第14条第2項を参照。

#### 4. 使用年齢基準適合（第12条の2第1項）

乳幼児用玩具に表示する対象年齢は、技術基準省令の「年齢に関する基準」に沿った形で説明できるようにしておく必要があります。

技術基準省令（令和7年12月25日施行版抜粋）

第三条 2 法第三条第二項の主務省令で定める使用に適した年齢に関する基準は、別表第一の二のとおりとする。

別表第一の二（第三条第二項関係）

- 一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること
- 二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと
- 三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと
- 四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、子供の保護者等が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（令和7年8月14日版抜粋）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/250220tsutatsukaisei.pdf>

#### 「3 子供用特定製品の使用年齢基準」

法第12条の2第1項の規定による使用年齢基準は、技術基準省令別表第1の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

##### （1）合理的な根拠に基づくものであること

「合理的な根拠に基づくものであること」とは、子供の身体的・精神的発達の程度、興味・関心の程度及び行動様式に応じて製品の対象年齢が適切に設定されていることをいう。

例えば、乳幼児用玩具については、上記の考え方を踏まえて、玩具の対象年齢の決定のための目安を示す ISO/TR8124-8:2024、N° 11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTM F963-23 Annex A1 などがあり、事業者は、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づくものと説明することができる。

なお、ISO/TR8124-8:2024 は、使用開始の最少年齢に関する目安であることから、ある特定の玩具カテゴリーに対して言及される開始年齢が、そのカテゴリーに属する全ての玩具の適正な年齢でなければいけないことを意味するものではなく、ピースの数、寸法、詳細さ及び実物性の水準、特定の玩具の特定の機能によって、対象年齢を変更する／上げることが可能であるとされている。

##### （2）広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと

「広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと」とは、製品を広く知らせ、人の関心を引きつけるための文書、絵図、写真、動画その他の表示（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の対象年齢と、製品の対象年齢に矛盾が生じないことをいう。

例えば、製品の包装容器に、1歳未満と合理的に推測できる子供が当該製品で遊んでいる写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を3歳以上などとして販売すれば、広告から推定される対象年齢と当該製品の製造事業者又は輸入事業者が設定した対象年齢が矛盾することとなり、使用年齢基準に不適合となる。

### (3) 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

### (4) 「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、特別な知識等を必要とすることなく、一般消費者が、自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

## 5. 年齢・その他の使用に関する注意の文言の表示（第12条の2第2項）

### (1) 乳幼児用玩具に共通する表示項目

乳幼児用玩具は、全て、「使用に適した年齢」の表示と「保護者が見守る旨」の記載が必要となります。

ST基準2025では、対象年齢の表示に加え、「36ヵ月未満の子供を意図した玩具」については、「保護者のもとで遊ばせてください」との警告を表示することを求めています。（ST第1部6.2.4.14）

### (2) 技術基準省令「別表第二の二」の対象となる玩具について注意の文言の表記

「別表第二の二」の対象となる玩具、及び、それらについての「注意の文言」は、概ねIS08124-1：2022のもの（対象となる玩具、表示要求事項）と重複しています。

つきましては、ST2025（第1部）に適合している場合は、「別表第二の二」の表示の要求事項も満たすこととなります。

（子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言）

規則第二十一条の二 法第十二条の二第二項の主務省令で定める子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言は、別表第二の二の特定製品の区分（子供用特定製品であるものに限る。）の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の使用に関して注意を促すための文言の欄において表示すべき文言として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある子供用特定製品については、それぞれの表示すべき文言として掲げる文言を該当する要素について組み合わせたものごとに一の使用に関して注意を促す文言とする。

別表第二の二（第二十一条の二）

特定製品の区分 （子供用特定製品であるものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
乳幼児用玩具	全てのもの	一 使用に適した年齢 二 保護者が見守る旨
	水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
	ゴム製の風船	一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三 破れた風船は速やかに廃棄する旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引っ張り玩具を除く。）であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児にからまる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
乳幼児用玩具	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（両端が物体に固定されたものに限る。）であつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児にからまる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
	出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨

	揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまって負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨
	揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二 つりひもなどに絡まって負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら外す旨
	ヘルメット、帽子又はゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（令和7年8月14日版抜粋）

「4 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言」

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言（以下「警告表示」という。）は、技術基準省令別表第2の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

（1）使用に適した年齢

「使用に適した年齢」とは、技術基準省令別表第1の2に掲げる使用年齢基準に適合した製品の対象年齢をいう。対象年齢の表示においては、数字、記号、図形又は外国語のみからなる表示は「容易に理解できる方法」に含まれず、例えば、「対象年齢1歳～」、「2歳未満の子供には与えないでください。」などの文言で表示することができる。「1+」のような、当該表示のみでは対象年齢の表示であることが一意に定まらないもの、「For Children Ages 13years」のような外国語であるものは、日本の一般消費者が「容易に理解できる方法」に当たらない。

（2）表示すべき文言

別表第2の2中「表示すべき文言」欄に記載されている文言のうち、「～旨」については、当該文言と文意が変わらない範囲において、必ずしも一語一句規定のとおりを文言を用いる必要がない文言であることを示すものである。例えば、「引っ掛かることがないようにする旨」であれば、「引っ掛かることがないようにすること」「引っ掛からないようにしてください」等の文言がこれに当たり、「引っ掛かること」「取り付けること」等の明らかに文意の異なるものや日本語の表現として間違っているものなどは、これに当たらないこととする。

（3）乳幼児に絡まる可能性のあるひも

（略）

（4）ベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも

(略)

## 6. 子供 PSC マークの表示 (法第 13 条第 1 項及び第 3 項))

乳幼児用玩具で、技術基準省令の「技術上の基準」「年齢に関する基準」に適合していることを確認し、適切な「年齢・その他の使用に関する注意の文言の表示」を記載しているものは、下記の「子供 PSC マーク」を付すことができます。

「子供 PSC マーク」の表示の無い乳幼児用玩具は、(事業者間の取引を含め)、販売することができません。



なお、ST 基準 2025 は、改正消安法の乳幼児用玩具の「技術上の基準」に適合すると経済産業省から確認を受けています。すなわち、ST 検査に合格した ST マーク付きの乳幼児用玩具は、消安法に係る「技術上の基準」に適合することの証となります。

「子供 PSC マーク」のデザインは技術基準省令により定められています。「子供 PSC マーク」と「ST マーク」は別々に表記しても結構ですが、日玩協では、今までの ST マークのスペースに納まるように「ST マーク」と「子供 PSC マーク」を並べて表示するデザインを定めたものを提供しています。



## 対象年齢・注意を促すための文言、子供 PSC マークの表示の方法

「対象年齢」「注意を促すための文言」「子供 PSC マーク」は、玩具の場合、基本、商品パッケージに表示することとしています。なお、玩具本体の表面や商品パッケージに表示することが困難なものは、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することができます。

技術基準省令（令和7年12月25日施行版抜粋）

第二十一条の二 2 法第十二条の二第二項の規定により表示する前項に規定する使用に関して注意を促す文言は、別表第五の特定製品の区分（子供用特定製品であるものに限る。）の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げるものにより表示するものとする。

別表第五（第二十一条の二第二項、第二十二条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
13	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（令和7年8月14日版抜粋）

「5（2）乳幼児用玩具の表示の方法」

製品の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することを求めている。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

製品本体において、法第13条第1項及び第3項の規定による子供用特定製品の表示（以下「子供PSCマーク」という。）だけを表示し、警告表示を容器包装に表示することもできる。

また、容器包装がないなど、製品の表面及び容器包装の表面のいずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。

子供PSCマーク及び警告表示は、製品本体に表示すると、製品が使用される際にいつでも使用者又は保護者が容易に確認できることになるが、製品本体が容器包装で覆われれば、一般消費者が製品購入前に確認することは困難となる可能性があるため、製品の購入前にも一般消費者が子供PSCマーク及び警告表示を確認できるようにすることが望ましく、製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場での商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。なお、店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合も同様とする。

## 7. 「損害賠償保険」手当（第6条第5号）

事業届出の際に措置を講じておく必要のある損害賠償保険は、技術基準省令第16条に規定されています。（限度額：被害者1人あたり1千万円以上かつ年間3千万円以上）

STマーク使用許諾契約はPL賠償補償共済（対人1億円）への加入が条件となっており、STマーク付玩具は当該賠償保険付保の条件を満たしています。

届出の際には、玩具製造物責任補償共済（生産物賠償責任保険）加入者証の写しを添付してください。

技術基準省令（令和7年12月25日施行版抜粋）

（法第六条第五号の措置の基準）

第十六条 法第十一条第五項の法第六条第五号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として填補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていることとする。

## 8. 事業期間中の手続

事業期間中、届出内容に各種変更が生じた場合、手続が必要となります。詳細は、法令業務実施ガイドの該当箇所をご覧ください。

## 9. 立入検査等への対応

### (1) 届出事業者への立入検査

不定期に（数年に1度程度）、経済産業省（又は経済産業大臣からの指示を受けたNITE※）による立入検査が行われます。

その際に必要とされる確認書類は次のとおりとなります。不足のないよう資料の保存をされておくことを推奨いたします。

※独立行政法人製品評価技術基盤機構

#### ① 届出・申請関係

【国に対して行った届出や申請の際の書類の写し、国から受領した承認書等】

（必要に応じ、製品の仕様書、設計図、パンフレット、カタログ、取扱説明書等製品の概要・仕様・型式区分に関する資料／出荷台帳、納品確認書等／輸出入に係るインボイス／例外承認に関する資料等）

#### ② 基準適合義務関係

【検査結果報告書、検査記録等（少なくとも3年分）】

（必要に応じ、社内規程、第三者に試験等を依頼した場合の契約書等、製造現場での点検記録、その他基準適合義務に関する技術資料等）

#### ③ 表示関係

【表示の内容が確認できるもの】

（被検査対象製品（現物）、被検査対象製品の全体写真及び銘板の写真等、略称の場合は、国からの略称承認書、登録商標表示の場合は、国への届出書の写し及び登録商標証明書等）

#### ④ その他

帳簿等を確認する場合もあるようです。

ブランド事業者要件、工場情報不要要件を活用されている場合は追加資料が必要（P4、P5 参照）

### (2) 販売事業者（小売事業者・卸事業者）への立入検査

販売事業者は、取り扱う乳幼児用玩具について、「子供PSCマーク」の表示を確認する義務があります。

これに関連して、地方自治体が販売事業者に立入検査を行うことがあります。

子供PSCマークの無い乳幼児用玩具については、行政担当者が、それが改正消安法の施行日前に製造・輸入したものであることを確認する場合がありますので、仕入日の判る伝票等を保管しておいて下さい。販売事業者で製造日・輸入日の確認が難しければ、当該製品のメーカー等に対して行政担当者が確認を行うことがあります。